

教育バウチャーに関する 調査の内容について



株式会社 日本総合研究所
The Japan Research Institute, Limited

1. 調査の背景と目的

- 教育バウチャーについては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」等において、様々な観点から検討することとされており、現在、政府にて研究・検討を行っている。
- 教育バウチャーに関する過去の調査では、クーポン券(小切手)を発行する教育バウチャー制度を重点調査。児童数に応じた経費配分方法を含む広義の教育バウチャー(擬似バウチャー)の把握は不十分。
- 本調査の目的は、第一に、欧州等における広義の教育バウチャーを対象に運営の実態を把握すること。第二に、広義の教育バウチャー導入あるいは教育分野への市場原理導入による影響・効果に関する実証的・定量的な研究結果を収集し、再整理すること。

2. 調査対象の範囲

- 本調査では、①児童・生徒が学校を自由に選べること、②児童・生徒数に応じた補助金が支払われること、の2要件を満たしていることから、「イギリス」、「オランダ」、「スウェーデン」の3カ国を中心として教育バウチャー制度の概要ならびに学校運営の詳細を把握するとともに、実証的・定量的な研究結果の収集を行う。
- 日本総研の既存調査の中で多少知見のあるニュージーランド、チリ、デンマークなどの国については、簡単なまとめを行う。
- 義務教育における教育バウチャーを調査対象範囲の中心とする。就学前教育、高等教育においても同様の制度をとっているようであれば、適宜対象範囲に含める。さらに、保育、職業訓練等においてバウチャー型の補助を行っている場合も参考として記述する。

対象国	教育バウチャーの概要
イギリス	以前、バウチャーの名のもとに、保育バウチャー、教育バウチャーなどを実施していたが、政権の交代に伴い、廃止となった。しかし、現在同国で実施されている公教育への補助制度は、広義の教育バウチャーに相当するものと指摘する声もある。
オランダ	初等・中等教育において公立・公営私立の区分にかかわらず、児童・生徒数に応じた補助がなされている。制度の背景には、宗教毎に分離した学校が多いという特徴がある。かかる宗教校も含み、すべての公立・私立を自由に選べる仕組みは国民のニーズに合致したものとなっているとの指摘がある。
スウェーデン	一部の自治体で保育バウチャーを、全自治体で義務教育・高等学校を対象とした教育バウチャー（広義）を導入しているとの見方がある。後者については、利用者は居住市内外の、公立・公営私立いずれの学校も選択することが可能であり、当該利用者分の補助金が、利用者の居住する地方政府から選択先の学校に対して支払われる仕組みとなっている

3. 調査の内容

<p>① 各国の教育制度・教育改革の概況把握</p>	<p>調査の前提として、各国の教育制度や環境の違いを把握する必要がある。特に、バウチャーが多様な「教育の質を高める取り組み」のひとつとして位置づけられている場合、バウチャー以外にどのような取り組みが行われているのかを把握しておくことが、バウチャーそのものの意義を理解するのに役立つと考えられる。</p>	
<p>② バウチャー制度の枠組みの把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢導入目的、背景、導入に至った経緯 ➢実施主体(バウチャー発行主体・財源)、参加者(学校)、利用者(生徒) ➢予算規模、財源、生徒1人当たり補助額 ➢対象校に求められる要件(施設基準、教員数、教員資格など) 	
<p>③ バウチャー制度の運用実態の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢支給額の決定方法 ➢利用者の希望が特定の学校に集中した場合の措置(抽選など) ➢学校利用者の募集(入学者確保)に向けた学校・自治体等の取り組み ➢補助金の使途制限 ➢学校施設基準 ➢教員数/教員資格 ➢教員の採用形態 ➢児童・生徒の通学状況 等 	
<p>④ 教育バウチャー導入による影響・効果に関する実証的な研究・評価の収集・整理</p>	<p>実証的・定量的な研究・評価に関する調査対象文献等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢実施主体の政策評価等の報告書政府、自治体等の関係団体や研究者の評価(日本語・英語文献、ウェブサイト) ➢その他各種文献(日本語)
	<p>実証・定量的な研究・評価の分析のポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢制度実施の前後での学力・学習意欲の変化 ➢制度実施の前後での児童生徒・保護者の満足度の変化 ➢制度実施の前後での国・自治体財政への影響(教育費の増減) ➢予算配分に対する学校関係者等の評価 ➢ソーシャル・キャピタルに与える影響 ➢その他付随的影響(社会的格差の拡大等) ➢評価指標についての妥当性 ➢制度に対する課題、提言 等

4.調査方法・スケジュール

【調査方法】

- 文部科学省や規制改革・民間開放推進会議等の既存調査のほか、日本国内で入手可能な日本語ないし英語の文献、ウェブサイトを通じて調査を行う。
- 現地に赴いてのヒアリングなどの調査は行なわないが、必要に応じ、国内の有識者へのヒアリングや、過去に弊社とつながりがある各国の教育関係者・関係省庁へのメールなどでの問い合わせは適宜行なうものとする。
- 12月に中間報告を予定。

【調査スケジュール】

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 調査研究方法の検討・合意	■					
(2) 文献調査の実施	■	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
(3) 中間報告			■			
(4) 報告書作成					■■■■■	■■